

岩手県告示第31号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成30年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年12月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 東洋ハウス株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂一丁目18番26号
 - ウ 代表者の氏名 高橋弘子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第4820号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年12月20日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年12月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社紺野土建
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市片岸町第9地割27番地5
 - ウ 代表者の氏名 紺野光夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第6770号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年12月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びしゅんせつ工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年12月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大内建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町長坂字東本町166番地2
 - ウ 代表者の氏名 大内富男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第7611号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年12月14日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年12月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐藤重機
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大字平田第5地割84番地2
 - ウ 代表者の氏名 畑山昭子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第8298号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、左官工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年12月22日付けで土木工事業、建築工事業、左官工事業及びとび・土工工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 平成29年12月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社有田屋
- イ 主たる営業所の所在地 北上市鍛冶町三丁目2番47号
- ウ 代表者の氏名 佐藤彰
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第9421号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年12月18日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成29年12月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 岩勝建築
- イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大槌第15地割46番地29
- ウ 代表者の氏名 岩間勝郎
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第9605号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年12月18日付けで建築工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成29年12月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社大和コンストラクション JAPAN
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市青山二丁目6番地20
- ウ 代表者の氏名 及川幸次
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第20748号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年12月15日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成29年12月26日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社三光リファイン
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町毒沢4区80番地
- ウ 代表者の氏名 千田豊
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第40178号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年12月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成29年12月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社小原管工設備
- イ 主たる営業所の所在地 北上市滑田14地割130番地

ウ 代表者の氏名 小原政徳

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第50060号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年12月15日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。